

民営化後の土地借用と「祖先の土地」 ——カザフスタン北部農村を事例として——

藤 本 透 子

ポスト・ソビエト時代のカザフスタンでは、民営化にともなって国家からの土地借用が可能となり、土地をめぐる活発な動きが見られる。土地をめぐる問題は、これまで経済的側面からのみ語られることが多かった。しかし、発表者が調査を行ったカザフスタン北部農村では、村人たちによって「祖先の土地」がしばしば意識されており、村人たちが歴史的な認識をふまえつつ土地問題を考えていることがうかがわれる。本発表では、「祖先の土地」の認識と民営化後の土地借用にみられる特徴について考察した。

調査地は、カザフスタン北部のステップ地帯に位置するパヴロダル州バヤナウル地区S村管区である。S村管区の面積は約108,000ha、人口は1427人（295世帯）、民族構成はカザフ人が99.0%を占める。S村管区には3つの村が含まれ、調査の中心となったウントウマク村は人口704人、世帯数139である（いずれも2005年1月1日現在）。調査期間は2003年6月から2006年9月までの約2年間である。参与観察のほか、国家からの土地借用と牧畜經營に関して20世帯から集中的な聞き取りを行った。

本発表ではまず、ウントウマク村の人々がしばしば口にする「祖先の土地」が具体的に何を指すのかを検討した。ウントウマク村は、1920年代後半から1930年代前半の農業集団化にともない、カザフ遊牧民の強制的な定住化によって成立した行政村である。村たちは、それぞれの父系の祖先が集団化以前に利用していた冬営地と近辺の墓地を、「祖先の土地」と認識していた。土地が国有化されたソビエト時代、旧冬営地の多くはコルホーズやソフホーズの家畜飼育拠点となった。ソフホーズ期を例にとると、牧夫はソフホーズの指示により季節移動し、数年から十数年単位で家畜飼育拠点間を移住した。牧夫以外の村たちは村に定住して少数の私有家畜を飼育したが、放牧地や草刈地はソフホーズが決めていた。村人が特定の土地との関係を築きにくいシステムが作られていたのである。

次に、ポスト・ソビエト時代の民営化により土地利用のあり方に生じた変化を分析した。1996年のソフホーズ解散後、S村管区では2つの協同組合が形成され、1997年には農民経営（個人農）へと移行した。土地を国家から借用して農民経営となり、牧畜などを営むことが

可能になったのである。2005年におけるS村管区の農民経営数は40で借用地の総面積は約30,600ha、村から半径5km以内は役場管轄地で「土地の無い村人たちの放牧地および草刈場」であった。これらを除いた非借用地は、S村管区の全面積の約50%を占めていた。借用地は排他的に利用されるが、非借用地は農民経営の放牧地として利用されたり、土地を借用していない村人によって草刈場として利用されるなど、年によても流動性が見られた。少数の村人による国家からの土地借用、非借用地の広さ、非借用地の共有地的な利用は、調査地における特徴である。役場管轄地に加え非借用地を利用することで、ある程度までの牧畜経営が可能なことが、土地借用の進展を抑えていると考えられる。

最後に、民営化により村人と「祖先の土地」との関係にいかなる動きが見られたのかを検討した。例えば50歳代のSTは、街で医師をしていたが民営化後に村に戻り、祖父らの旧冬营地と墓地のある「祖先の土地」を借用して農民経営を開いた。しかし数年後には経済的な理由から再び村を離れ、土地を国家に返還した。返還後もSTは「祖先の土地」への思い入れをもち、母親の長寿祝にはそこへ姻戚を招待してもてなすなどしていた。これに対し30歳代のOKは、実際の祖先の冬营地ではなく、同じ父系クランに属する著名な地質学者の生地で村からより近く利用価値も高い土地を「祖先の土地」として借用し、草刈場として利用していた。いわば「祖先の土地」の操作である。一方、70歳代の村人ARは「家畜が少ないので、村から遠い『祖先の土地』を借りても仕方が無い」と語った。ARは祖先の墓地に年に1度はクルアーンを朗唱しに行くものの、「祖先の土地」を借用せず、役場管轄地と非借用地の利用により零細な牧畜経営を成り立させていた。ここに挙げた事例は全体の一部であるが、民営化に際し「祖先の土地」への思い入れと経済的利益の狭間で、個々の世帯がときに戦略的に土地借用をめぐる選択を行っていたといえる。

本発表でとりあげたカザフスタン一農村の例から、ソビエト時代の社会主義政策にも関わらず、集団化前の冬营地と墓地の記憶は「祖先の土地」の認識としてかなりの程度保持されていることが分かった。2005年から法律上は農地の私有化も認められており、国家からの土地借用とあわせて私有化が進行すれば、旧冬营地と墓地を含む「祖先の土地」をめぐり村人たちの間に軋轢が生まれる可能性もある。しかし現状では、「祖先の土地」で祖先供養などが行われる一方、非借用地が広いという過渡的状況を背景として、経済的側面では「祖先の土地」の権利は強く主張されない結果となっている。

写真1 集団化以前の墓地（ある村人たちの「祖先の土地」）

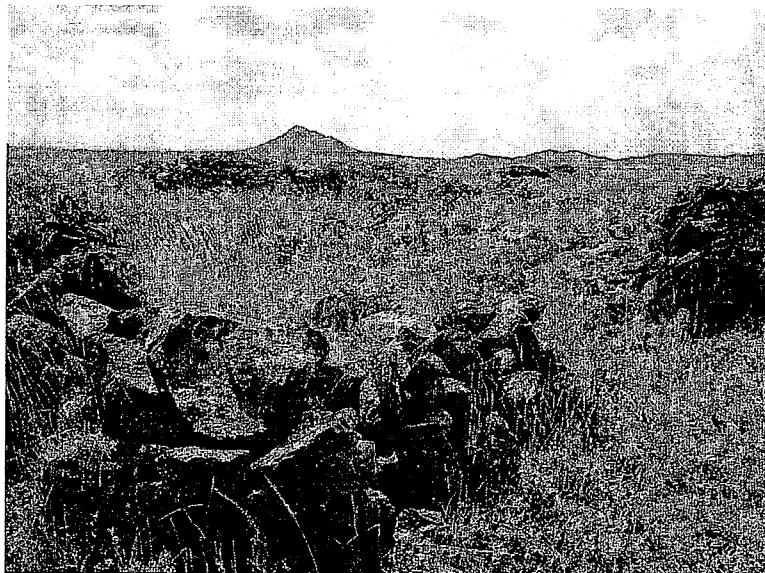
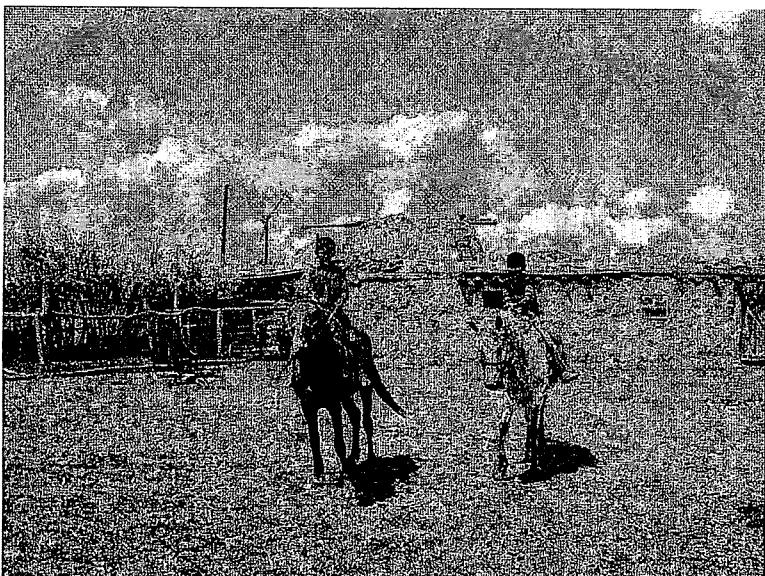


写真2 農民経営の様子



（日本学術振興会特別研究員）